

電気事業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)

改 正 案	現 行
<p>(一般用電気工作物の範囲) 第四十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が二十キロワット以上となるものを除く。</p> <p>一 太陽電池発電設備であつて出力二十キロワット未満のもの</p> <p>二 風力発電設備であつて出力二十キロワット未満のもの</p> <p>三 水力発電設備であつて出力十キロワット未満のもの(ダムを伴うものを除く。)</p> <p>四 内燃力を原動力とする火力発電設備であつて出力十キロワット未満のもの</p> <p>五 燃料電池発電設備(固体高分子型のものであつて、最高使用圧力が〇・一メガパスカル未満のものに限る。)であつて出力十キロワット未満のもの</p>	<p>(一般用電気工作物の範囲) 第四十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が二十キロワット以上となるものを除く。</p> <p>一 太陽電池発電設備であつて出力二十キロワット未満のもの</p> <p>二 風力発電設備であつて出力二十キロワット未満のもの</p> <p>三 水力発電設備であつて出力十キロワット未満のもの(ダムを伴うものを除く。)</p> <p>四 内燃力を原動力とする火力発電設備であつて出力十キロワット未満のもの</p>

経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年経済産業省令第三十九号）

改正案

現行

第二条 削除

（小規模燃料電池発電設備に係る一般用電気工作物の特例）

第二条 地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たす燃料電池発電設備（非常用発電設備を除く。以下この条において「小規模燃料電池発電設備」という。）を設置する必要があると認めて、法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る小規模燃料電池発電設備は、電気事業法第三十八条第一項第三号の経済産業省令で定めるものとみなす。

- 一 固体高分子型のもの
 - 二 出力が十キロワット未満のもの
 - 三 同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する他の小規模燃料電池発電設備、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）（第四十八条第四項各号に定める設備及び次条に規定する小規模ガスタービン発電設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が二十キロワット以上とならないもの）
 - 四 電気事業法施行規則第四十八条第三項の電圧以下の電気を発電するものであって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第四十八条第二項の電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気事業法第二条第一項第十四号の電気工作物と電氣的に接続されていないもの
- 2| 前項の認定の申請に係る法第四条第一項の構造改革特別区域計画には、法第四条第二項第四号の特定事業の内容として次に掲げ

別表（第三十二条関係）

番号	事業の名称	関係条項
一	(略)	(略)
二	削除	
三 三十三	(略)	(略)

る事項を記載しなければならない。

一 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の表の第三種電気主任技術者免状の項の學歷又は資格の欄に掲げる學歷又は資格及び実務の経験の欄に掲げる実務の経験に相当する學歷又は資格及び実務の経験を有する者による認定に係る小規模燃料電池発電設備の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関する事項

二 保安上必要な措置として、認定に係る小規模燃料電池発電設備について、電気事業法施行規則第五十条第一項第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる事項に相当する事項

別表（第三十二条関係）

番号	事業の名称	関係条項
一	(略)	(略)
二	一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業	第二条
三 三十三	(略)	(略)

冷凍保安規則等の一部を改正する省令（平成十六年経済産業省令第百九号）附則

改 正 案

二 三 二十二	削除	一	(略)	関係条項	(略)
		二	(略)		
		三	(略)		

(経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正)

第二条 経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年経済産業省令第三十九号。以下「特定事業省令」という。）の一部を次のように改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

別表を次のように改める。

別表（第三十二条関係）

現 行

二 三 二十二	一般電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業	一	(略)	関係条項	(略)
		二	第二条		
		三	(略)		

(経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正)

第二条 経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年経済産業省令第三十九号。以下「特定事業省令」という。）の一部を次のように改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

別表を次のように改める。

別表（第三十二条関係）